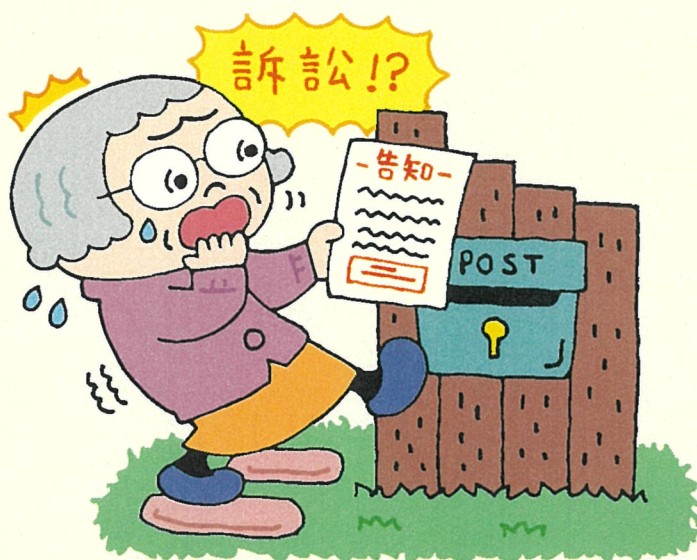


見守り 新鮮情報

「総合消費料金に関する**訴訟最終告知**」という**ハガキ**が届いた。**訴訟**や**差し押さえ**などと書かれており、**怖くなって**ハガキに書いてあった電話番号に**連絡**したところ、「あなたは買った物の**代金を支払っていないため、企業から訴えられている**。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、**示談金として10万円**をコンビニで支払うように」と言われた。**全く身に覚えがない**のに支払わなければならないのか。

(60歳代 女性)



相談急増 ハガキによる架空請求

ひとこと助言

架空請求は無視!

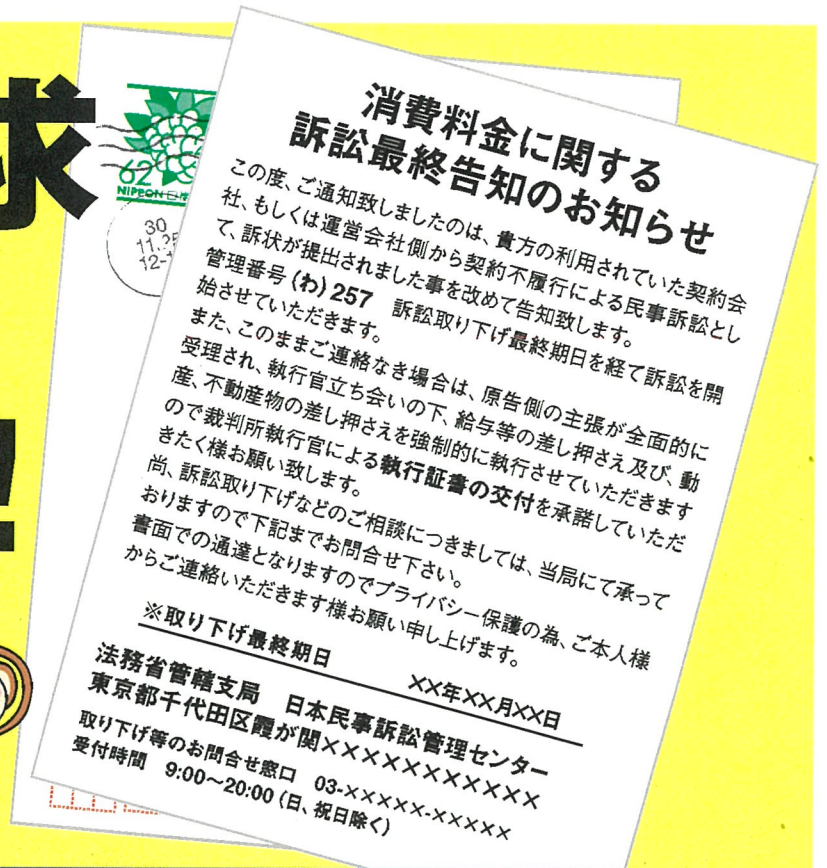
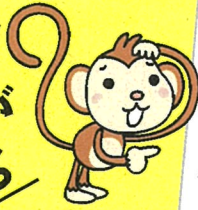


見守るくん

- ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をすればお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- 少しでも不安に思ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

架空請求 被害 急増中!

こんな
ハガキが
届いたら



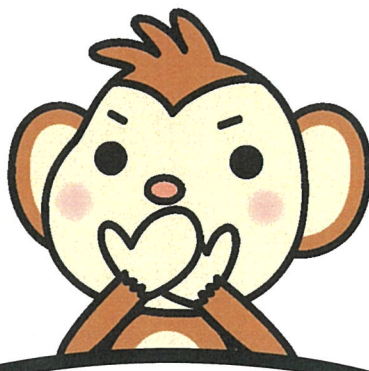
聞いてみる

3 不安なときは、



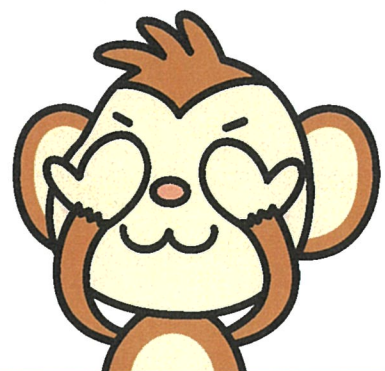
連絡しない

2 間違っても、



無視する

1 まずは、



消費者ホットライン
188に相談!

詳しくは裏面を
ご覧ください>>>

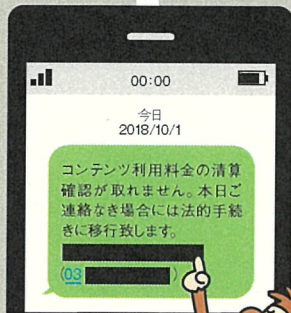
被害
急増中

架空請求に、ご注意!

被害発生までの
流れ

1

ハガキや
電子メール、
SMS(*1)が
届く



実在する
事業者をかたる
場合もあるよ

架空請求
業者

2

業者にあわてて
連絡すると…



連絡すると
さらに個人情報
とられてしまうよ

3

「訴訟取り下げ料が必要」
などウソを言って
金銭の支払いを要求

被害
発生

4

だまされて支払いに
応じてしまう

コンビニ

端末操作後レジで支払い
(*2)

プリペイドカード購入

銀行口座へ
振込み等

仮想通貨の
購入代金を送金等

電話等で
カード番号を通知

(*1)電子メールやSMSの場合は、架空請求業者がランダムに生成したメールアドレスや電話番号に送信している可能性がある。
(*2)架空請求業者から伝えられた支払番号を端末に入力し、出力された用紙を持ってレジで代金を支払う。

消費生活センターは、
地方自治体が運営する消費生活に
関する相談窓口です。 **いやや!**
消費者ホットライン **188**
(3桁の電話番号)
最寄りの相談窓口に電話がつながります。

お住まいの自治体の相談窓口は…